

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和4年2月17日

さいたま地方法務局上尾出張所 登記官 勝間 徹
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
0310-2019-0011	北足立郡伊奈町大字小室字宮寺4973番
0310-2019-0012	北足立郡伊奈町大字小室字荒久10158番
0310-2019-0015	北足立郡伊奈町大字小室字志ノ崎1819番
0310-2019-0036	北足立郡伊奈町大字小室字別所4229番
0310-2019-0043	北足立郡伊奈町大字小室字本郷9333番